

改時報

第十六號

明治三十三年五月十八日發行

大日本佛教徒同盟會綱領

目次

一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道德を涵養し品性を陶冶する事。

二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。

三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形成する事。

四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の悪弊を改善せしむる事。

五、政教問題を研究して、政府をして公認教制度を立てしむる事。

六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。

七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ又社交を融和せしむる事。

八、積極の方針を取り、實業道德を鼓舞する事。

九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。

十、社會に於ける一切の迷信を廢絶する事、

十一、殖民傳道を獎勵する事。

十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしるの策を講ずる事。

社説
内務大臣の訓示は一の政略たるに過ぎず

論説

○佛教家の慈善事業

文學士 本多辰次郎

○吁嗟東京市民の宗教的信念を如何んせんとする

文學士 加藤玄智

○職工布教の必要に就て

在文科大學 西山榮久

○西國波同盟會の演説

文學士 能登能登佛教徒同盟會

○能登能登佛教徒同盟會

○西國波同盟會の演説

○西國波同盟會の演説

文學士 岩手本

○肥後奉勅

○近江虎佛教徒同盟會

○西國波同盟會の演説

文學士 岩手本

○西國波同盟會の演説

文學士 能登能登佛教徒同盟會

○西國波同盟會の演説

政教時報

内務大臣の訓示は一の政略たるに
過ぎず

政治家が政略を用ひる、固より咎むべきに非ず、寧ろ其政略の爲に左右せらるものゝ愚を責むべし、政府は政略家の淵に立つて、必ずしも始終至誠を以て下に臨ひものなりと思ふべからず、間説く近世文明國の大政治家と稱せらるゝもの、其政權を握りて廟堂に立つや、一方には風俗習慣人の來る所を歴史的に明知し、他方には臨機應變、巧みに政略を用ひて大に國家の秩序安寧を期すと、予輩は必ずしも政略を以て惡しきものありと爲さるのみならず、政略なき政治家は到底共に語るに足らざるを信ずる者あり、但政略や之を用ひるの精神をして國家の寧秋序の上に存せしめざるべからず、苟も自己の便宜上より打算し來りて、一時の平穏を貪ばらんが爲に用ひたるものならんか、政略や頗る害あり、而して之を用ひたる政事家の心事や寧ろ惡むべきなり、予輩は去月三十一日、内務大臣が各宗管長を召喚したるの一事を以て一の政略なりと爲すものなり、何となれば之を其訓示に見、之をその管長、饗應に見ると得ればなり、饗應の政略なるはいふまでもなし、若し夫れ三十一日の召喚を以て訓示を爲すの一意にあらしめば、強て遠方より管長を召集するの必要なく、之を各宗本山へ送附する決して不可なるに非ず、何とあ

のにして、憲法第二十八條の解釋を聞かんと欲したるに非るは勿論なり、而して賢明なる内務大臣たるもの、何ぞ申請書の意義を明解し能はざらんや、而して大臣の答辭は實に標的の外に出て、先づ憲法第廿八條の講義を以て始め、最後に斷案を下して曰く、故に臣民一切の宗敎行爲に對しては一に憲法の精神に基き之が取締を爲し、宗敎の異同を問はず、安寧秩序を妨げず、臣民たる義務に背かざるの範圍に於て適當の自由を享けしめ宗敎をして各其所を得せしむべしと、宗敎をして各所を得せしめんとは已に憲法に於て充分の意味を含蓄せり、今更大臣の訓示を要せざるも可なり、各宗管長よりの申請書は宗敎をして如何に其所を得せしむるやを問へるものなり、而して大臣は平然として宗敎をして各其所を得せしめんと答ふ、尙取が一般の社員に對して夫々賞興金を配當すべしと宣告し、社員の數人が其取締役に對して、如何なる方法にて賞興金を配當するやを問ふに當り、取締役は平然として夫々へ賞興金を配當するありと答ふると同一なり、一會社の取締役にして此答辯を爲さば、他は之を評して愚者といふに非ずんば、故意に此奇答を發したるものなりと爲さん、予輩は堂々たる内務大臣を以て申請書の意味をも解する能はざる愚者なりと爲すものに非ず、而も其答辯の奇にして標的を外れたるを見れば、此訓示は決して眞摯の精神より出るものに非ずして、全く政略上より出るものあることを斷言し得べし、而して其政略は何の爲に施されたるか、曰く近時に於て沸騰せる宗教問題を鎮壓せんが爲なること又

うさがひ
毛着るべからず。

思ふに昨年已來宗教問題の沸騰したると同時に、著しく勃興したるは頗冥不靈なる排外思想なり、排外思想の進歩を害することはいふまでもなきことにして、近時この思想の勃興は固より察そべきあり、而して政府が勉めてこの排外思想を鎮壓せんとするは、予輩の同情を表する所にして、予輩も亦此思想の鎮壓を期して、詔勅の聖旨に奉答せんことを始めつたり、然れども政府が排外思想の鎮壓策として宗教問題をも鎮壓せんとするに至りては到底同情を表する能はずるなり、蓋し政府の意に謂へらく、排外思想は宗教に關連して起れり故に宗教問題を鎮壓せば排外思想自から去らんと、然れども宗敎問題は完全なる宗教法を立てざるの以前に於て鎮壓し得べきか、思ふに佛教徒中頗冥の徒輩なきに非ずと雖、之を基督教徒に比較し來らば、その温順にして御し易きことは當局者と雖之を承認すべし、予輩は常にいふ、佛教徒ありて政教問題の困難を見ず、基督教徒入りて始めて其困難を見るが、當局者は記憶すべし、現今に於ける政教問題は何によりて起非ずや、之を歐洲各國の歴史に見るに基督教徒が常に其政府を困難せしめたるの例證は舉て數々べからざるに非ずや、今にして宗教制度を確立せずんば、基督教の弘通と共に噦咤不

ればこの訓示の平凡なることは何人も承認する所にして強て
管長を召集する程の價値あるものに非ればなり、而して強て
管長の上京を求む、蓋し饗應の重大なる目的を含蓄するや
明白なり、尙條約の改正を促かさんが爲に外國公使等を饗應
するど何ぞ擇ふ所あらんや、
次に訓示其者に付て之を檢するに、其言辭の眞意より出るに
非ずして凡て政略より出るの痕迹頗る明了あり、今之を論評
せんが爲に先づ其訓示なるものを掲げん、曰く
此度佛教各宗派管長總代の名を以て改正條約實施につき佛教
其他宗教に對する政府の方針に關し門末及檀信徒取扱上
心得置き度趣を以て之か明示を申請せられたる處佛教に關
しては憲法第二十八條を以て安寧秩序を妨げず及臣民たる
の義務に背かざる限り其自由を許興せられ臣民は均しく此
恩賜の惠澤に浴するを得ると其に政府は信教の自由をして
秩序安寧を妨害し臣民たるの義務に背くこと勿らしむること
とを期せざるべからず故に臣民一切の宗教行爲に對しては
一に憲法の精神に基き之が取締を爲し宗教の異同を問はず
管長に於ては左の趣旨を了知せられ門末及檀信徒をして宗
教の異同に依り相反目するが如きこと勿らしむるは勿論政
教の區域を錯綜し苟も輕佻の舉動無之様注意せられ度特に
條約實施に關しては曩に詔勅を下し給へり、宗派に於ても
既に聖旨に基き訓諭を發せられたる向より各宗派一般宜し
く詔勅の御趣旨を奉戴し國家の爲其本分を盡されんことを
望む

遜の徒増加し、宗教間の衝突は益々激甚なるとす、是れ予輩の夙に公認教制度確立の必要を唱ふる所以なり。若し夫れ政府をして秩序的の感念を有し、歴史的の頭腦を失はざらしめば、その排外思想を鎮壓するの方策として宗教問題をも鎮壓せんとするが如き愚を爲さず、静かに将来を察し、如何にして政教問題を解釋し了らんかに付て反覆沈思すべきなり、然るに政府の處置茲に出でずして、先づ管長を呼びて御馳走政策を施こし、一片の訓示を與へて申請書に對する答辨を曖昧にし、而して一方に於ては小松原次官をして

爲するものあるやに傳聞す其目的は素より宗教に關するに相違なしと雖も一面宗教制度の變更を要求する様のことにて自然政治に關することに相成るときは内務當局者としては不得已相當の取締若くは處分を爲さるを得ざるに至るべし
との注意を與へて之を威嚇せんとする、何ぞ其政略の露骨にして小兒的なるや、要するに政府の宗教に對する方針は一時的なり、瞞着的なり、之を獎勵することを忘れて之を鎮壓せんとするものなり、秩序の方針を立つることを忘れて權謀的術數を用ゐんとするものなり、その精神に於て至誠國家の安寧秩序を謀らんとするものに非ず、實に是れ現今政治家の欠點にして、その國民の心服を得難きは誠に偶然に非るなり、思ふに各宗管長も亦大臣の訓示に同様の意を表するものに非ざるべし、苟も政府にしてその瞞着的精神を抛却せざるの間は、宗教問題も亦平定するの期なからん。

ならん事を心掛けざるべからず、此點に於て佛教家は社會に對する義務一層重きを加ふべきなり、佛教は人々相互の關係を甚だ密なりと説く教なり、啻に吾人相互間のみならず、禽獸蟲魚に對して甚だ親密なる關係ありと説き、施いて木石に對してさへ此關係を擴めんとする教なり、佛教には輪廻轉生の説を探る、永劫の間に亘りて、彼處に死し此處に生る、今世に於て見ず知らずの他人たゞ雖も、過去千萬世の間に於て曾て其互に父母兄弟夫婦姊妹等にあらざりしを知らんや、又焉んど未來永々刻の間に於て斯る親近なる關係を生ずる事なきを保せんや、此理を推して一切人類は皆父子たり昆弟たり心得べし、况んや人皆之行の善惡に因りて、禍福昇沈の果報を享くと談すれば、禽獸蟲魚も又同胞なりとまで説く

佛教の爲めに於て衆生を救ふる事
佛教道德に於て四恩十善と説く、今一々之れを講説するの要
なしと雖も、特に余が取り出で、言ふべきは四恩の中の衆生
恩なり、佛教に於て君王の高恩、父母の大恩と并べて、一切
衆生に向て恩を報すべしと教ふるもの、上に述べたるが如き
理由に基くものなり、世界の人民皆父母同胞たりしやも知れ
ざると同時に、世人は過去に於て我に如何なる大恩を施した
るものなりやも知れず、未來世に於ても亦我は如何なる恩徳
を世人より蒙るやも知れざるなり、又現在に於ても、人々皆
互に相依頼して社會組織し、我生を聊するものなれば、憐
れなる人を救ふは取も直らず、衆生恩を報するものなり、義
務といへば目新しく佛教の常語にあらざれども、報恩の行と

呼嘆東京市民の宗教的信念を
云何んせんとする 加藤

玄智

いへば佛教者の普通語なり、斯くの如く慈善事業も報恩の行に過ぎずとせば、最早慈善事業とて強ちに超凡絶倫の大善事を爲すにあらずして、佛教者に取りて通常爲すべし義務を盡すものといふべきなり、余が前に慈善を爲すといふ觀念を去りて義務を果すといふ考に任せられ度と言ふもの之れが爲なり、余は信す斯くの如き大なる義務を佛教者が負ふは即佛敎者は優等なるなり。若し夫れ責任義務の輕にして小なる間は其人は下等劣等なるなり。

然れども慈善萬能を説く者にあらず、又富有ならざる僧侶に向て、金圓を施與せよと促すものにもあらず、慈善豈金品施與に止まらんや、布施に財施法施あり、分に應じ力に従うて適當に布施を願むべし、衆生恩を報すべしといふのみ、

世には義務といふ文字を嫌ひ、慈悲とか博愛とかいふ文字を好む人あり、曰く義務といへば他より餘儀なくせられて内心自己は進まぬ事ながらも雖々行ふ如き感あり、之に反して慈悲博愛の趣意より來る時は、自己の内心より油然と湧き出たる如く感せられ何となく難有味ありといふ、一寸とは斯る感じも起らざるにあらざれども、こは猶義務といふ事を法律上の権利義務ある義務と連想するに由るべしと考ふ、人は位置高くなる程義務も大きくなるものなり、又關係深き者に對する程義務は増すものなり、一寒跣ふが如き赤貧者にありては、人の饑餓に苦むを見ても、之に金品を惠與する務義は無かるべきも、若し富豪家にして、僅かの費を奢み、冷然として饑餓に迫る困窮人を傍観するあらばこは、無慈悲の人にして社會に對する義務を知らざる人と言ふも不可無かるべし、見ず知らずの他人が困難するを救はざるも大なる批難は無かるべきも、親戚知人の艱難を見るも一臂の勞を貸すを厭ひ、知らざる爲して袖手して之を救ふの義氣を發せざるは、大小輕重の差ある事、先以て斯くの如きか、佛教家は他一般の人々より優等なる人物なり、少くとも優等

論說

（信に富める僧等）若くは中等社會以下に位する住民が今日信
念界の現況なりとす然るに眼を轉じて天の一方を望めば何々
佛教學會と云ひ何々佛教青年會と云ひ何々婦人會と云ひその
講師又は出演者は各宗の諸高僧連を初めとして博士學士の輩
なり而てその説く所の教説は尙比較的に高尚にして専門的な
も聽者の大半は果して能くそを理會し得可きや否やを鑑ぶま
ざるを得ず縱うの聽衆はよく講演者の言ふ所を領解しうる
とするもろは大率ね皆な帝都學生等の一派にして咸な一時東
京に滯在しつゝある所の人種なれば東京永住の人民に非ず然
れば葦穀の下に在る各宗の諸高僧や佛教外護の居士学者の輩
は或は講話に演説に専心一意真正なる佛陀の福音を宣布せら
るも我が東京市民中その下層に位する者は勿論中等社會
(商家等の)と雖も多くは不幸未だ這種醍醐の妙旨を味ふに至
らず彼等の腦漿は依然として拜金の熱に浮かされ迷信の雲
に覆はれつゝあるものなり從て唯物的の感覺主義はその張梁
を極め病的迷信は日にその領土を齧食しつゝあるものなり
然り而て社會の進歩と共に貧富の懸隔は下層人民をして益々
無告困厄の窮民無信仰的破壊的の財產平均論や無謀なる社會
主義を稱道せしめ或は散亂放逸或は破廉恥不道徳の自暴自棄
に付はらしむ然れば貧富の懸隔てふ社會問題は智識の懸隔て
ふ社會問題を惹起し延いて社會的宗教道德の兩問題に推移し
行くものとす然れど斯かる問題の解答を以て從來の幕番的俗
僧や料理屋の女主と見擬ふ可き坊守とに求む可からず知らず
彼の德高く識深き各宗の碩學鴻徳や至誠にして精進止む無き

題を導火として起りし宗教問題は近頃して他の方面に於ては慈善救濟の事さを加ふるに至れり、此等洵に吾人社會の爲め終て莫大なる爲也。隼人

の佛教外護の諸士や諸君は必竟這般形勢日に非に滔々として
破壊し解体し去る東京市民の宗教的信念を如何せんとする
監獄問題を導火として起りし宗教問題は近時頻りに論究せら
れ、而して他の方面に於ては慈善救濟の事業に着手せる人々
漸く多きを加ふるに至れり、此等洵に吾人が歓迎すべき好事
業にして、社會の爲め將た宗教の爲め雙手を擧げて賛同せざ
る可らず、然り其事業たるや善は則ち善なり、而も其幾多の
金品と巨多の勞力を費消するを要するに至ては、之が成功
は甚だ容易なる能はず、若し金品の必要なく勞力の必要少に
して、而も其結果著大なるあらば孰れか先づ之に着手せるさ
るべきや、

由來日本は現時の潮勢に見るに將來工業を以て人口を支持せ
ざる可らざるは夙に識者の唱導せるところにして、又大に其
進路を之に取りつゝあるが如し、現時の工業を以て之を數年
以前のそれと比況せんに其發達甚だ驚くべきものありとす、
統計の示すところ果して眞ならんか、吾人は今職工問題を論
究する事寔に止を得ざるに出て、唯賃銀問題を論じ、勞作時
間を論じ、或は其年齢の強弱等の諸問題を討議するは世自ら
其人あり、今は單に其德育上の關係を論じて宗教家が須らく
一臂の勞を寄まざらんを望むのみ、

凡そ職工は概して智識の程度低く、其家庭に在るや父母之に
教育を施すなく、學校に在るもの僅々三四年にして從て其感化
を蒙ること渺少なれば、其嗜好鄙野にして其理想とするど

以て千古不磨の眞理を發見せんとするの學者われば一文不知迷信の羈約に束縛せられをるの頭顱あり前者は既に社會學者等の近來大にその着眼を怠らざる所のもの然るに後者に至りては比較的に尙未だ學者間に云ひ嘶さるゝに至らざるなり然れど苟も身宗教家の位置にある所のものは一日も速かに此等無告不知の人民に向ひて同情の熱淚を灑がざる可からず抑々大都會に住する市民の常として東京市民の大半は之れを田舎に比して割合に舶來的西洋の文明に接觸せり從て十九世紀末の特徴たる物質的文明は逸ち早く彼等の耳目を衝動せり彼等は振り欄字附きの新聞紙に僧侶の不品行を知れり學者の通俗講談會に唯物主義を注入せられたり彼等は所謂生物知となり無宗教となり道徳上の無主義となり唯物主義となり感覚主義となり拜金主義となり彼等は僧風の頽敗墮落坊主の増加を目撃するに及びて益々その信念を破毀せり彼等は最早等の唇頭を温ざるなり此に於てか彼等の多くは全然無信仰となり無宗敎となり道徳上の無主義となり唯物主義となり感覚主義となり拜金主義となり彼等は僧侶の頽敗墮落坊主の増加を目撃するに及びて益々その信念を破毀せり彼等は最早や彼等俗僧の高座の上に淨瑞璃説教を語るを聞き金闌の法衣に心中の醜を匿くして左右衛門節の法談に衷心隨喜する能はざるに至れり彼等の益と正月とに寺參りし僧に布施するは全然何等の健全なる宗教的意義を有せざるなり彼等は既に克く墮落坊主と知りをれる僧侶の守りするてふ寺に詣するは果して何んの爲めなるか曰く他なし單に父祖代々の習慣上の惰力は彼れ等を驅りて足寺門に至らしむるものなり或は曰く我

が祖先のあづけて有る菩提所なるが故なりと或は曰く我れも亦死んで厄介に與づかるの坊様なるが爲めなりと或は曰く坊主に布施してマンザラ悪い事もあるまいからと斯かる意味の下に於て彼れ百有餘万の東京市民の多くは佛教信者たるものなり惟ふて茲に至れば吾輩佛教うのものゝ爲めに思はず毛髪悚然たらずんばあらず彼等は彼等自らには縱令無意識的なにもせよ衷心既に佛教の舊信仰を見棄てたり然れど彼等は尙舊ひて比較的に彼の一派頑迷無慚の佛教僧より比較的に熱情あり至誠ある基督教宣教師等の説教にも耳を傾けざるなり是れ蓋し十數年以來我國に於ける國粹熱の大にその度を高めたるど文明の進歩と共に彼等の業務日にその煩惱を至たし來りたる適者生存の理法上うの生涯に多忙なるどを以て勢ひ聞き慣れぬ宗教に耳を傾けんとする好奇心を刺衝するの餘暇に乏しきとに起因するものなり矧んや從來比較的に暮らし易かりし本邦の生活も漸々困難を極め來り從來は左まで高からざりし貧富の懸隔は日を追ひてその進度を増加し來りしを以て人々鶴の目鷹の眼なにか一攫千金の奇利を博せんとしつゝゐるの時に際し此の好機以て失ふ可からずと倣し彼等非望の慾心を的面に満足せしむるの密の如き甘言を以て人民を煽動し而てその實商賣的に邪道迷信を說き勧め以て民心を惑亂し有形無形に不測の害毒を社會に流布しつゝある所のものは彼の天理教蓮門教等の所謂病的宗教の一派なりとす噫斯かる環象の事狀諸般の條件の爲に迫害せられつゝある所のものは東京市民の中等社會多くは商家の御店等の主人主婦雇人等の迷

るは少許の賃銀を得て飲食遊興を恣にせんとするにあり、假令其性質然らずして温良清白無垢の心地を有するものと雖、一たび工場の門を通過するときは忽ち悪風に感染せられ、大酒の習慣を醸生し色廊に通勤するに至る比々皆然らざるはなし、若し父母長上の之に切諫を加ふるあるひ彼等は頑として之に應せざるのみならず、其父兄長上は彼等の勞銀に衣食する者から遂に强硬の手段を施すに所なく、言はゞ彼等のなすが儘に放拋して之を見るも見ざる爲するに至る、此等の事は一度歩を裏長屋貧民窟等に踰める人々の一様に認知せらるところにして、其父兄が常に之をかちつゝあるは吾人が往々にして耳にするところとす、其惡風の及ぶところ宛も駿馬に縛つが如く、駿々として社會の下層を覆ひ滔然として風をなせり、

之は單に男職工に就て其状態を一瞥したるに過ぎざるも、女子の職工に至ては其害毒の及ぶところ決して男子のうれど等しからず、女子の美德たる溫和貞節の良風は藥にしたくも吾人は發見すること能はず、鄙褻淫靡の惡風のみ助長せられ、父兄長上の言を用ゐざるは言はするがな、或は有婦の人と私通するあり、或は共に手を携へて逃匿するあり、甚しきは私生の兒を生し或は胎兒を墮胎せしめ、而も恬然耻づるところを知らず、彼等傳へて以て常事となす、將た又酸鼻に堪へざらんや、之に加ふるに工場還りの男子女子は其交際せるところ廣く、且つ群集中に起臥せるを以て、自ら見聞せるところ多く、勢ひ貧氏中の他兒よりも小意氣なれば他兒の摸倣する

ところとなり、他兒は專心之に摸倣せんと勤むるに至り、良家の兒女と雖亦之か惡風に、浸染し其父兄の矯正も遂に全然施こすに所あきあり、凡そ惡風の傳播は急速力早きはなく、昨年東京に流行せる一惡風は今年日本全國其形跡を見ざるは稀れあり、此状態を以て漫過すると數年ならむか全國の工場を擧げて遊蕩者淫奔家の養成所とあらむなり、夫れ此の如くなれば衣食に窮せざるの父兄は成るべく其子女を工場に送るを好まず、工業を以て遊蕩の媒介者の如く思惟せりも亦止を得ざるに出づ、社會經濟の爲め將た日本道德の爲め、洵に冷然漫過して可ならむや、監獄の布教免囚の保護決して必要なを蒙らしめ何ぞ社會の爲め將た宗教の爲め其矯正を専らにせざる、

且つ夫れ傭主それ自身も射利是れ事とするよりして兒女を監督する頗る嚴重を欠き、兒女が勞作の多からんのみ求めて妙齡の男女をして其欲するの儘ならしむ、時に監督なきにあらざるも單に形式にのみ失しつゝあるは吾人か屢々目撃するところなりされば傭主も亦決して罪惡の一部を負へるものなしと云ふ可らず、宗教者なるもの兩者の間に立ちて佛陀の慈雨を蒙らしめ何ぞ社會の爲め將た宗教の爲め其矯正を専らにせざる、

凡そ宗教家にして眞面目に之が事業に從事せんが、其結果の良好なる期して待つべきのみ、知らずや信州の地、上州の野、工女工男を集むること數萬、須坂の如き松代の如き将た諷諭、

富岡の如き各三千有餘の職工を有せざるはなし、而して其產地の如きは近傍より延いて數十里に及ぶ、且つ職工自身が郷里に於ける一舉一動は更に延いて全村全郡に及ぶものあり、宗教傳播の神速果して之に及ぶものあらんや、小工場小會社の如きは之を何れの僧侶に委するも可なるべしと雖、信州上州の地の如きに至ては特に教師を派して教誨に從事せざる可らず、況んや我が國、益、工業の發達せるを見れば宗教者たるの今より之が教誨に準備あるを要す、將た又傭主と雖、風教維持の點よりして且つは工業發達の點よりして、須らく布教者を聘用するの義務あるなり、余頃者松代須坂の工場を廻問し、其狀況を見聞して大に感ずるところあり、記して讀者諸氏に訴ふ、之が着手に方りて要するところ僅に諸師が舉手投足の勞のみ、敢て金品の夥多と勞力の巨多とを要せざるなり請ふ一願するところあれや、

會報

越中

報

◎西礪波同盟會の演説會 西礪波佛教徒同盟會にては本會總務委員近角常觀氏の來越機と去月二十八日午後二時より石動町長福寺に於て佛教演説會を開きたり佐々木法順氏開會の趣旨を述べ、次に乘杉教存氏一席の演述ありて、近角氏昇壇、「社會活動と安心立命」といふ演題にて佛教の信仰すべき事より併せて政教の關係に着眼すべき事を論じた

能登

能

◎能登國佛教徒同盟會 同國七尾町附近の有志者は先頃來一團体を組織せんと奔走中なりしが、今回遂に題號の如き一會を組織し本會と氣脈を通ずるととなし去月三十日を以て七尾町長福寺に於て發會式を舉行したり同會綱領を摘要せしも委員近角常觀氏出席したり、又翌卅日午前六時よりは真壽寺に於て婦人教會を、同日午前八時よりは眞如院に於て茶話會を開き共に文學博士村上專精師出席し何れも盛會なりしと

一本會は能登國佛教徒同盟會と稱す

二 一本會は織糸を論せず佛教的道徳の感化を受たる者を以て組織す

三 一本會は佛教の教義に法り皇室を崇戴し國民永遠の幸福を増進するを以て主

四七 右の目的を達せんが爲め本會が着手すべき事業の方針を定むると左の如し
イ 政度をして速に公認教の制度を確立せしむること
ハ 倘偶を獎勵し其學徳を修め其品行を高めしめ又從來の惡弊を改善せしむ
ロ ること
ニ 佛教の隆盛を妨げんこする不正の行爲を爲すと見認むることは官民の別
なく自衛上之を排斥すること
ト 上會由直・井上・上會由直(新幹事長)を起して
ト

財凡そ十圓を下らすといふ、世間幾多の僧侶、此の種の財源によりて慈善の事業を興すあらばその益もるところ蓋し尠少ならざるべし

陸
中

五 本會の開催を如じんとする不正の行動を糾す。さうするに付ては、官長の反対なく自衛上之を排斥する。二 社會問題を研究し社會的慈善事業を興す。三 社會問題を研究し社會的慈善事業を興す。四 監獄説教の主義は宗教に取り特に佛教を以て執行せしむること。五 政府をして非々認教に對する所置を明了ならしむること。六 新聞雑誌其他有益の書籍を發行すること。七 本會は本會の主義目的を同する各團体と相提携して其實を擧ること。

○作業室
同縣佛教各宗協和會の重

●條約實施祝賀會　陸中國勝海郡力港町の本會で開催
同縣佛教各宗協和會の兩會聯合して去月十八日、條約實施祝
賀會を同地大林寺に開く、會する者、郡吏、町長、學校教員
其他會員等二百餘名、初に阿部善覺師の導師にて數十名の各
宗僧侶の祝聖諷經ありて後、詔勅を捧讀し、それより來會者
の祝詞等終て小幡幹事、高安關梁、阿部善覺、佐野星氣の諸
師交るゝ起て演説をあし午后七時閉會したり

●巖手本會支部の現況　同會はその後着々歩を進め遠
からずして盛大ある發會式を舉行するの計畫なるが、今や會
員は西東磐井両郡、膽澤、江刺、和賀、稗貫の六郡に及び、
高安、阿部等の諸氏熱心に斡旋の勞を取れり

●慈善托鉢　同町の各宗寺院、阿部善覺、高安關梁、菊
泉義勝、柳澤東玄、高橋忍精等の諸師協同して慈善の資に供
する爲め、毎月一回づゝ慈善托鉢行をせられしに、一ヶ月の淨

諸君讀々賛成入會あらんことを

◎虎姫佛教徒同盟會　近江國東淺井郡虎姫村の有志者は大步を進めつゝありしが、今回大日本佛教青年會が敦賀に於て夏期講習會を開かるゝや、之を機として其素志を果し、其終るを俟て同會講師大内師幹事事務常觀師を招きし、去月二十六日五村別院に於て佛教大演説會を開けり、當日は來賓として安食郡長、大村村長、警察署長代關部長を始め衆は早く堂に満ちまた立錐の地を餘さず、やがて近角師精神的合同大内師は讀詔所感と題して、何れも一致の必用各個の注意等に付て懇意に諭誡せらるゝところあり、丁て別院磨間に於て宴會を催す、出席者は地方僧侶は勿論郡長村長署長等約八十有餘名にして、大内師等に現今の宗教政治教育等に付て、高見を陳して各人の注意を喚起せられ、近角師は大日本佛教同盟會の成立性質等に付て一場の談話あり、一同尤も謹肅に靜聽し、後相議して票記の如き一團体を組織せしが、遠からずして盛なる發會式を舉るに至るべしと云ふ、其綱領及會則は左の如し

一本會は虎姫佛教徒同賛會と稱し會場を近江國東淺井郡虎姫村大字五村に置く。一本會は宗派の何たるを問はず總へて佛教的道徳の感化を受けたる者を以て組す。一本會は佛教の本旨に基き國民の品性を保ち帝國の光輝を發揚するを庶幾す。一本會は近く地方の有志諸君に賛り事ら慈善事業を起し努て細民救恤の術なる講

社
會

金

財凡そ十圓を下らすといふ、世間幾多の僧侶、此の種の財源によりて慈善の事業を興すあらばその益をもところ蓋し尠少ならざるべし

一 我國體に衝突し又は佛教を妨害せんとするものあらば反覆之を訓誡し猶改めざ

一 本 會 は 左 の 役 員 を 設 く			
一 會 長	一 名	一 幹 事	六 名
一 理 事	二 十 名	一 司 計	二 名
任 期 は 二 ケ 年 只 理 事 は 一 ケ 年 さ す 各 满 期 再 挿 す る を 得			
二 本 會 は 每 年 三 九 兩 月 を 以 て 學 義 德 謂 あ る 會 倘 及 居 士 等 を 招 開 し 演 説 若 く は 法 論 等 を 開 き 又 別 に 講 話 會 を 開 き 時 事 の 問 題 を 研 究 す			
三 每 年 二 八 兩 月 を 以 て 役 員 會 を 開 き 本 會 に 關 す る 諸 般 の 事 務 を 討 議 す			
四 本 會 の 起 旨 に 背 違 せ ざ る 限 り は 例 れ の 團 体 た る ふ 拘 は ら ず 博 く 氣 脈 を 通 じ て 交 互 援 助 以 て 社 會 の 改 善 を 踊 る も の さ す			
五 本 會 の 事 業 を 皇 張 せ ん が 爲 め 每 年 若 干 の 貯 蓄 を な す			
六 本 會 の 會 員 を 分 ち て 左 の 三 種 さ す			
一 名 謹 賛 貢 顯 又 は 德 懇 慕 人			
一 正 會 員 本 會 定 規 の 義 務 を 負 ふ も の			
一 贊 助 員 本 會 の 起 旨 を 賛 成 し 總 分 の 義 務 を な す 者			
七 本 會 の 事 務 細 則 等 は 幹 事 以 下 役 員 協 議 の 上 會 長 の 承 認 を 經 て 之 を 定 む			
八 本 會 則 は 時 宜 に よ り 會 長 以 下 役 員 の 意 見 を 以 て 協 議 の 上 改 正 加 除 す る こ と あ る			

◎宗教宣布の内務省令 一汎に宗教といふと雖も、其第五條に神道佛教に關しては、從前の規定に據るべき旨を明定すれば、單に耶蘇教の取締法を見て可なり、愈新條約も實施せられ、中には宗教の事も規定せる條約もあれば、從來の如き全く無規則なるを得ざるを以て法律制定に至るまでの間を、彌縫したるものと見ゆ、去るにても、指定の期限内に届出せ

第一條 宗教の宣布に從事せんとする者は左記事項を具し履歴書を添へ其住所、住所なきときは居所を管轄する地方長官へ届出べし

一、宗教の名稱 二、布教の方法
本令施行前より宗教の宣布に從事する者は本令施行後二箇月以内に前項の届出を爲すべし

第二條 宗教の用に供する爲め堂宇會堂説教所又は講義所の類を設立せんとする者は左記事項を具し其所在地を管轄する地方長官の許可を受くべし

一、設立をする理由
二、設置を終るべき期限

三、名稱、所在地并敷地及建物に關する重要な事項但圖面を添ふべし
四、宗教の名稱

五、管理及維持の方法
六、擔當布教者を置くときは其資格及選定方法

前項第二號の期限内に於て前項の堂宇會堂説教所又は講義所の類を設立せんとするときは前項の許可は其効力を失ふ

本令施行前より宗教の用に供する堂宇會堂説教所又は講義所の類の設立者、設立者なきときは故障あるときは管理者は第一項に掲ぐる事項を本令施行後二箇月以内に所轄地方長官へ届出べし

前項の届出を爲したるときは第一項の許可を受けたるものと看做す

第三條 前條の設立者なきときは故障あるときは管理者は所轄布教者及び管理の履歷書を所轄地方長官に差出すべし其管理者又は擔當布教者を更に所轄地方長官へ届出べし

前項の届出を爲したるときは第一項の許可を受けたるものと看做す

第四條 第一條各號に掲ぐる事項を變更せんとするときは宗教の宣布に從事する者より二箇月以内に所轄地方長官へ届出べし

第二條各號に掲ぐる事項を變更せんとするときは設立者、設立者なきときは故障あるときは管理者より理由を具し更に所轄地方長官の許可を受くべし

在地の變更に係るときは移轉先地を管轄する地方長官の許可を受くべし

宗教の用に供する堂宇會堂説教所又は講義所の類を廢止又は移轉したるときは二箇月以内に廢止又は移轉前の所轄地方長官へ届出べし

第五條 神佛道の布教者及其寺院布教所等の設立移轉廢止に關しては總て從前規定に依る

第六條 本令は明治三十二年八月四日より施行す

◎ 内務大臣の訓示 預て各宗管長より、内務大臣へ

向て申請書を提出したる事は本誌前號にも記せし通なるが、

之に對して西郷内務大臣は各管長を去月三十一日内務省に

召集せり、當日參會せるは、かの申請書に署名せる眞宗本派

管長大谷光尊、大谷派管長大谷光瑩、曹洞宗管長森田悟由、臨

第6條 本令は明治三十二年八月四日より施行す

甲より乙と順次傳へて一團の布教師歡迎團を組織し其中より

總代を出し布教師の來臨を歓願する次第にて來臨の日は一同

衣帽を正し興を備へて之を迎へ大衆雲霞の如く集り其喧噪内地に於て政黨首領が閑居廻りをなすと一般にして布教師は往復輿中に安坐し大官の家に設けられたる席に臨み講教讀經を

なし如來活現の如くに尊敬するゝとなり

◎ 文部省の八年計畫 昨年來世間一般小教育の振興を

唱道せり、去れば新聞雜誌等に其論の囂しかりしは勿論、貴

衆兩院に於ても、種々教育上の議論等顯はれ殆ど皆可決せら

れ、一國の學政を指導し教育の権機を掌る文部省は却りて狼

狽せる有様なりしが、茲に文部當局者も世論の後援を恃みて所謂八年計畫なるものを立て大に高等普通の教育を擴張せ

ん事を企てたり、元來財政も餘り豊かなならぬ折なれば來年度

の豫算は切詰めて新事業などは起さぬ主義なは事は夙に閣議の決定せる所れども、今の大臣は昔日の如く伴食といふに

もあらず、又當局者が大膽に語ふ所を見ても、流石に權山伯だけありて、餘程しつかり豫約せられしものと見ゆど信じて其勢を多としたりしに、何ぞ、圖らんイザといふに至りて大藏大臣の反対に由りて、あはれ此計畫も水泡と消えたりとか、余罪は之れよりにて尻込する様ならば伯が意氣の消沈せる悲むと同時に、現内閣の教育に不熱心なるに呆れずんばあらず、全体我國の如く教育に冷淡なる國は又と他に有らざるべし、今歐洲諸強國に於て、教育費の歲出總額に對する百分比例を見るに、佛蘭西は最大にして十三に當れり、次は

濟妙心寺派管長小林宗輔、日蓮宗管長岩村日蘿、真言宗長者三神快運、天台宗坐主中山玄航の七師なりと、而して大臣及次官の演説は本誌社説欄に引きしを以て省く、
◎ 内務省の諸宗役僧召集 本月三日に至り、別項記載の七管長以外の各宗即淨土宗、天臺宗寺門派、法華宗、本門宗、顯本法華宗、日蓮宗不受不施派等の各役僧を召集して斯波社寺局長之に面會して、曩に西郷内務大臣より各管長に對して演説せられし要旨を述べ、兼て宗教者として政治界に關與する如き事なき様訓示せり、
◎ 清國に於ける日本布教 東西両本願寺が外國布教の方針は局外者の知る所にあらざるも其清國に於る影響は單に廈門若くは其附近の在留日本人のみならず延て南清の貿易にも大關係を有せんとするに至れり廈門兩派布教所は本願寺臺灣分寺の管轄の下に立ち布教師の派遣交代等終始連絡あり始めて同地に布教所を設けしは昨年七月にして大谷派の加藤師至り加藤師と同じ地方に布教し是亦信徒の數千に及べり顧みて外教を視るに年久しき以前より布教に從事し學校病院等を設立し近年多少の勢力あれども之を兩本願寺が一ヶ年にして多數の信徒を得たるに比すれば其成功は遙に我下にあり元來交通機關の具備せざる清國民は先天的に口耳の交通力強く本願寺布教の如き忽にして四方に喧傳し其喧傳の速力は一日七八里の遠きに及び地方々々の有志者は其附近を説き廻り

英吉利にして十。なり、夫より以下は露西亞十、奥地利九、獨逸八に當れり、次に下りて伊太利は五、西班牙にても四を占む、然るに我邦を見れば僅に二に過ぎず、國家は何が爲に然く教育を冷遇するか、余輩大に之れが解釋に苦む、
◎ 私立學校令 世間の一問題となり居りし宗教に關する條項は削除して發布せられたり、此に關する文部大臣の訓令も共に發せられたるを見れば、法制局や樞密院にて刪られしかも、文部省の意見は依然舊の如しと見ゆ、此點と關して第十三議會の議場に於て、此新聞の主筆より此政教分離の決定せる所れども、當時余輩は當時余輩は意外の人より意外の講釋を開きたる事あり、余輩は其行動を見ん、たるものは之を奪ふや否や、徐ろに其行動を見ん、前に自ら省みよ、
◎ 修德 當然の權利を主張するは、宗教家と雖も差控ふるふ分り切りたる理論を振り舞す新聞を毎日とす、余輩は曾て第十三議會の議場に於て、此新聞の主筆より此政教分離の元來政治家なりや宗教家なりや知らざれども、議場に立て政治を論ずるか、教會堂に於て説教するか、終日終夜此二事より外に爲すあき、政教混同の結晶体にあらずや、他を咎むるを忘る、は最憂ふべきなり、各宗の僧侶達此一大事を忘却する事なくんば幸甚、

◎赤痢病 本年は虎列刺病は猶其蔓延を見ずと雖も、赤痢病に至りては、所々其慘毒を蒙る、然るに愚民の多きや、此等の事はなれども、惡疫の隱蔽程度害毒の恐るべきはなし、此等の事は各宗の僧侶に演説又は説教に於て、善く諭し聽かしめん事を希望す、昔は碩德高僧等醫療を自らし藥石を施して、人の病苦を助けたる者多し、文明の世分業の盛なる今日に於て僧侶が醫師を兼ねる必要なしと雖も、責めては衛生上の注意位は談議の傍に於て説かれ度きのなり、

◎勞働者の運動 目下目立ちたる運動二あり一は鐵馬會社の駕者車掌等の同盟罷工云々の件と、他は横濱市の車夫等が舉て同市電氣鐵道敷設の議に對する反抗運動是なり、共に歐洲諸國に在りては珍しからぬ運動なれども我國に在りては猶未だ類多からず、此結果は如何に落着すべきや、周より預言し易からずと雖ども、鐵馬會社の糾擾の如きは猶容易に満足なる落着を見るを得ざるべし、元來同社は株主の利益配當最も多きにも拘らず、車掌駕者等を遇する事嚴酷に過ぐるといふ、例せば其勞働時間は十七八時間以上に及ぶと、而して其責任が過大なりとされば之に對する不平は久しきものであるが今回漸く實地の運動に取掛れるなりと、余輩は片言以て訴を斷ずるの公平ならざるを知ると雖も、彼等の言強ち條理なきにあらざるが如し、かの労働組合期成同盟會の如きは同情を表して、大に之を贊助せん覺悟なりといふ、横濱の車夫

◎西本願寺の米國布教 米國桑港に於ては、在留本邦人頗る多く中には佛教の篤信者も少からぬ由にて、已に佛教徒の一會を設け、西本願寺に向て布教師の派遣を請求し來れる由にて、文學士菌田宗憲君近々彼地に向はるゝといふ君努めよ佛日を米大陸に輝かさしむるは、君の此行より始ら電車を斷行すべきなり、

◎雜俎 近來新聞雜誌の品位、無下に墮落し來り嚴格なる家庭に入るは如何と思はるゝ程にて、本誌も曾て注意せし所なるが、而して是等の新聞雜誌は異教徒の手によりて成るもの多しが、由來耶蘇敎徒は女子教育に熱心なるを以て人も許し自らも誇る所なるが、余輩は是等の異教徒が女子教育の頗る危險なる傾向を認めしこと一再に止らず、今又近刊の女學雜誌は公然として女子秘傳七ツ道具を掲げ、少しも耻辱の顔る危険なる傾向を認めしこと一再に止らず、今又近刊の女學雜誌の讀者はあまり眞面目にして正直の御方の前略女學雜誌の讀者はあまう眞面目にして正直の御方多ければ試みに一辭を添ひて紹介するものなり

と、乃ち換言すれば女學雜誌の讀者は正直の者多き故に、七ツ道具の秘法を傳授するを知らずの間に淫靡を教ゆるものなりと云ふを察む、國廣く人多しど器も、苟も德義を知り人倫の何物たるかを解するもの、なす所ならむや、然も妖狐に等しく、遊女に似たる此の如き淫猥を傳へ、恬として顧

みざる之れ平生道徳を唱へ教法を布かんとする者の所爲ならむとは、豈驚き入たる次第にあらずや、噫社會の風教益々衰へ、上下舉て敗徳の深淵に沈むもの良に以なしとせむや、「日本」評林子歌ふて曰く

金崎港外水連天。萬象闇頭望爽然。
講道不知塵世熱。清涼宛似火中蓮。

常宮舟中口占
講餘結伴試清游。棹到常宮古社頭。
聞說當年皇后續。征韓此處鱗龍舟。

神田出獄人保護所沿革並に狀況

世に社會的慈善事業を爲し居る者多し、本誌は漸次に之を紹介せん事を期す、今神田に於ける出獄人保護處の沿革景況等を聞き得たれば左に示さん、

明治卅年二月府下紳商田村利七氏の陰に徳を積むの大慈悲心に起因し淺草本願寺輪番大草惠實師を其自宅に招し請ふに自ら卒先其資を投し斯業を發企し永く本願寺の擔當たらんことを説く、近きにあらむ今回同志社々長になられし西原某は頗る艶福に富める人なりと云ふ、余輩は異教徒なるが爲に之を斥くるにあらず、我國教育の前途を思ふ切なあればなり、敦賀講習會に於ける島地老師の近咏なりとて或人より二三を寄せ来る、左に掲げて讀者諸君と共に綠蔭の榻下吟誦せむ哉、

鐵路車馳賤岳傍。先鞭枉自比猿郎。

講習會上即事

一本所は出獄人保護所設立要領、一本所は出獄人保護して之に適當の職業を授け再犯を豫防し良民たるの本分を盡さしむるを以て目的とす、一本所の事務は淺草本願寺別院内に於て取扱ふ、一本所の被保者は最初七名を定員とし資金充實し成績良好なる時は漸時業務を擴張し定員を増加する、一本條の經費は都て慈善家の義捐金を以て之に充つ、一本所には監督一名委員若干名會計一名小使一名を置て庶務を分擔す、但役員は都て無報酬献身的の篤志者にして別に處務細則を

靜觀錄

信 累

われくは常に相對世界とか、有限世界と云ふ語を用うるときは、單に眼前にある現實的事物を想起するのみで、相對と云へる語には、特に淺間しさとか、嫌べきものであるとか云ふ考は起らぬ、既に相對と云へる語に淺間しきものであると云ふ考がなきゆゑ、隨て絶対とか、無限と云へる語を聞きても

一 被保者の所得金は折半し一分は驛遞局に貯金し獨立自營の資本に供し一分は本所に收めて食費とする 但貯金通帳は本所に保管し叩りに貯金を引出さゝると
一ヶ月間の保護費豫算左の如し
一金參拾圓 定員七人一人分四圓四拾四錢四厘とす
内 譯
一金拾四圓 米麥代但一食二合一日六合一ヶ月一斗八升
一金六圓三拾錢 菜代但一人一日金三錢の割
一金三圓 薪炭代
一金二圓五十錢 醬油味噌代
一金三圓 家賃代
一金一圓七十錢 雜費
其翌十四日京都より教學課長谷了然師東上斯業の美舉を讃し南條博士の忠告に依り敬覺寺住職淺野惠深師と相談役に依囑するに決し師は年來埼玉縣慈善會員として同縣免囚保護院設立に大に盡力其功顯然斯業に經驗あるを以て師を相談役とせしは開路に燈を得たるか如し師も亦誓て將來其責に任せんと約し谷師の協賛を得愈斷乎として着手し左の諸項を議定す
一最初は家族組織として三五人を保護し漸次に擴張を計ると一家屋は教誨師本多澄雲の名義にて一戸を備受夜間監督の任に當り準備着手のと
一必要物品は大草淺野二師にて蒐集の勞を取り日中の監督者は淺野師の周旋にて適任者を得るに内定す
依て家屋を小石川區大塚町三番地に借り本多澄雲師住居し、同廿日巢鴨監獄より別房留置人二名を引取り是より漸次別表の通卅一年五月廿五日迄引受保護中の成績を擧れば良好の者八名並の者二名逃走者三名亦死亡者一名
解保後本人及其尊族親等より大草師に宛禮狀を發せし其文意大畧左の如し
何某は其子の生前改心真正の人間に歸し去る何日死去せしは貴僧方の高徳に依り難有厚謝候尙ほ該地產物の氷豆腐一通運に托し贈らる、尙其親族某より同様の文通あり

高尚な理想界であるとは思ふものの、左程懷かしき考が起らぬ。畢竟是れ、相對絕對と云へる語を哲學的に冷かなる頭腦で考へて居るからである、苟も宗教上に於て此等の語を用ゐる已上は、相對と云へば如何にも穢はしきものである、嫌ふべきものであると云ふ概念が起り、絕對と云へば飛び附くばかり懷かしきものである、淨らかなるものであると云ふ概念が起らなくてはならぬ、若し此概念なくして、冷淡なるつて學的概念を以て相對とか、絕對とか云へる語を宗教上に用ゐるときは、何ぞなく宗教を乾燥無味にする恐れがある、若し宗教上の概念を持つことの出来ぬ人は、寧ろ之を宗教上に用ひぬ様にする方かよいと考へる。

私の経験を白狀するに、私自身が久しく相對と云へる語に穢はしきものであると云ふ考は起らなかつたのである、相對と云へば、單に、山と云へば水、柳は綠と云へば花は紅と云ふ概念が起つた有限と云へば、長短方圆の形を有する物柄を思ひ出して、たゞへば硯とか筆とか云へるものであると考へて居つた、夫故左程漫闇しきものと思へなんだ、併し一旦氣がつきてみれば、云は冷かなる哲學的の考であつた、熟々考てみると、相對界とはよくも人間世界の眞相を穿つた語であると考へる、先づ人間と云ふものは如何程の價値のものであるか、又相互の間柄は如何なる有様であるかを考へてみると、よい、或は厭世觀であると評する人もゐるべければ、抑々此世界は敵と敵と寄合である、自己の生命を保存する爲には、他を犠牲にして進まんとするのである、禽獸蟲魚を初めとして、草木の類に至るまで、各自己を發達せんと企て、死を避けむとするは、人間も同様である、然るに人間は當然自己の

食物として出来て居るもの、様に考へるは自己を中心とした
る我儘勝手の考にして根本的の誤りである、彼等とても生ある
己上は其生を保存せんと勉めて居るのである、而して人間
も同様に自己の生命を保存せんと勉めて居るのである、然る
に人間が自己の生命を保存せんとするには、彼等の生を奪て
之を食物とせねばならぬのである、又獸類中でも虎狼の如
きものは亦其人間を食物として自己の生命を保たうとするの
であるつくづく考へ來らは、世界は衝突の世界である、我彼
を食ますむは、彼を我を食ひと云ふ有様である、科學上に於け
る優勝劣敗とか強食弱肉とか云へる語は如何にもよく眞理
を顯してゐる、如何にも相對世界の眞相である、佛陀は
之を描きて「強き者は弱きを伏して轉々相歎賊し、殘害殺戮
して迭ひに相呴嚥す」と說破されたのは實に恐れ入る次第で
ある、如何にも相對世界は淺見しきものである。

かく宇宙間に於て各自自己を中心として勝手をして居るのみ
でなく、同じ人間中でも各自自分々を中心として我儘をして
居るのである、自分を中心として居る故、各相對して顔
を向け様な所で衝突が起る、極緻密に考へて荒々しき腕づく
の衝突は姑く措き、吾にも出さず顔色にも出さずとも、人間
相互の精神界の衝突は恐ろしきものである、我は彼に對して、
かく好意を表するに、彼は我に對して感謝の心なきは濟まぬ
とか、彼は他人にはよくするも我に對してよくせぬは不公平
であるとか、豆粒の如き小さき事を思ふて怨み合ひをして居
るのである、世間に於ける罪惡の根源も畢竟相對界の感情の
衝突から起る、所謂嫁と姑との間柄より、女子の嫉妬心の如
きは明瞭に之を證明して居る、かく云へば、うは小人女

子の事にして、大人君子大丈夫の事でないと云ふ人あらむ、されど私の眼には苟も人間たる己上は皆同様であると考る、抑々小にして地方的感情を挿みて相睨み合ふて居るもの、政黨か相對して敵視して居るもの、何れも我地方、我黨派と云へる考を中心として戦ふて居るのである、大にしては列國對峙して外交上の掛りをなして居るもの、彼は我に對して好意を表せぬとか、甲と乙とは祕密同盟をして居るとか、一々、穿ち來らば婦人女子の豆粒の如き考と如何程の庭徑があるのであるか、そして其感情の衝突が形にあらはれたのが戦争である、故に人間ど名のつくなれば各々胸に手を當て、人間の價値が如何程のものかを考へてみるとよい、如何にも敵と敵ど寄合ふたる相對世界であると云ふことは自覺せずには居られぬ。

相對世界の真相がかく淺間しきものであると觀すれば、我々は如何にして此世界に處すべきか、我進みて他を食えむか、敵も亦我を食えむとするを奈何せむ、出來るものなら、止む

相對世界の眞相がかく淺間しきものであると觀すれば、我々は如何にして此世界に處すべきか、我進みて他を食まむか、他も亦我を食まむとするを奈何せむ、出来るものなら、止むを得ず消極的に自己を滅して此世界を退くより仕方はない、かく云へば非常なる決心の如くなれば、矢張自己を中心として静寂を求める利己心を脱せぬのである、結局自殺的になに自分獨り退隱する迄のこと、世界は依然として衝突の風波は荒れて居る、かく考へ來らば此相對界已外に進むの道なく、退くの餘地なく、洵に絶体絶命である、かく窮まりて初めて自己中心を脱したる絶對世界的光明が輝て来る、自己眼中他の區別なくなつたことである、寧ろ積極的に自己を擴充して、世界を以て自己となし今迄、他人の爲めに働くと

考へたと、自己の爲めに働くと考へたこととか、一様になつたのが絶対界である、而して此絶対界に達する手段は即ち同情である、即ち他を犠牲にして自己を保存せむと云ふ考が一貫して自己を犠牲にしても其を救はむと欲するのである、今迄自己を中心として相對的城廓を築きて居つたものか、同情の門戸を開きて絶對的に四海平等意氣相通するのである、とにかく絶對を考ふれば誰しも出来るものなら結構なれど、ろは理想であると考へる、たゞ我慢をして同情を以て他に向ふても、他が同情を以て應せざれば却て反効を以て一層敵視する様になる、幸い同情を以て應ずる人あらば夫こそ千歳の一遇である、然るに豈圖らむや既に業に此相對世界の有様を達觀して、満腹同情の涙を以て眺めて居る人があつた、こは決して理想ではない、現實に其人があるのである、即ち生きた絶對である、故に吾々も亦感謝の涙を以てすがらねはならぬるときは我に絶對無限の光が寓する故、抱迄先方を感化する實に佛陀平等大悲の同情は吾人相對世界の感情の衝突を鎔鑄する光明である。

かく一たび光りをみたる己上は相對界に於ける各々が相食む代りに相照しきことが出来る相互に敵視する代りに相互に感謝するのである衆生恩とは此味である。若し先方か其光りをみざるときは我に絶對無限の光が寓する故、抱迄先方を感化する事が出来る、此によりて一家内も和睦すべく、政黨の軋轢も調和し得べく、萬國の平和も來すべきである、閻浮八萬四千城、不動三千戈一致二太平」とは如何にも尤である、全体政治には宗教はいらぬとか、國家に宗教がいらぬ云ふ人は抑々相對界の真相が如何に浅間しきこと、卑しむへきこと、自ら憐むへきことを自覺せぬからである。

廣 告

隔日

明教新誌

定價郵稅共一ヶ月三十
五錢五厘半ヶ年一圓七十
爲替振込東京銀座

本誌は一宗に偏せず一派に黨せず廣く十二宗三十餘派に渡り
て日常最大の事件を一々報道論議する隔日發刊の佛教新聞なり本年更に刷新

にせし社説は公明正大にして教義は記事精確、報道

の事情は勿論、政治、教育、文學、社會の各方面にも筆を運ばし

物月旦を置いて教界並に世間知名の士を月旦し、且

問録なる碩學鴻儒の演説講演を筆記して講壇に收

佛教内外各新聞雜誌の時論を抜粹抄錄して時論一斑に紹介

先進の斬新な奇書の一欄を開て讀者の言論を載せて奇書並に小

傳は本社が特に各宗の高僧大家を初どし其他毎號之を

知る人の佛教に緣故ある人に就て之を求める

是れ未だ他の佛教雜誌に比類なきところ、是れ未だ他の佛教雜誌に比類なきところ

動靜は安藤鐵勝氏、記者皆當代編輯に從事す、若し夫れ教界の青年文士にして賤勉本誌の詳悉に知らんと思はば速

に本誌を讀め、本誌は實に教界唯一の灯明臺なり

發行所 明教社

東京市京橋區三十間堀二丁目一番地

(明治三十一年十二月二十六日遞信省認可)

政教時報第十五號目次

社論會報

說公認教制度確立に佛教徒の大覺悟を要す
說佛教家の慈善事業、社會の制裁
說各地運動の模様

社会

新條約實施に付て訓告、各宗管長と内務大臣、大谷派新法主の北海道巡錫、高田派新法主内地雜居後の注意等

社會

第八回佛教夏期講習會概況

社會

新條約實施に付て訓告、各宗管長と内務大臣、大谷派新法主の北海道巡錫、高田派新法主内地雜居後の注意等

雜錄

第八回佛教夏期講習會概況

雜錄

第八回佛教夏期講習會概況

雜錄

第八回佛教夏期講習會概況

雜錄

第八回佛教夏期講習會概況

雜錄

第八回佛教夏期講習會概況

本誌廣告

一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす

二、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應せす

三、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて割増の事

四、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全國
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料
廣告料五號活字一行(二十七字詰)	一回金拾錢			

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
二、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部
東京市本郷森川町一番地

明治三十一年八月十四日印刷

印 刷 人

上村幸三郎